



資 料 編



1 社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第 106 条の 2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第 10 条の 2 に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 1 項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第 105 条の 45 第 2 項第 1 号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

2 計画策定の主な経過

2017(H29)年	3月	地域福祉の推進に関する調査（市町村、福祉関係団体）
	4月	県内の福祉に関する基礎データの収集 山形県地域福祉推進計画（第3期）進捗状況調査
	6月	山形県社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 （3期計画の進捗状況、地域共生社会の実現に向けた国の 動向等について説明）
	7月	県政アンケート調査（企画調整課実施） 「地域のつながりについて」
2018(H30)年	6月	第1回地域福祉推進に係る庁内連絡会議の開催 （課題の整理、骨子案の提示） 第1回山形県社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 （骨子案の提示）
	8月	県社会福祉協議会との意見調整（骨子案の提示）
	9月	第2回地域福祉推進に係る庁内連絡会議（書面照会） （素案の提示）
	10月	第2回山形県社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 （素案の提示）
	11月	県社会福祉協議会との意見調整（素案の提示）
2019(H31)年	1月	第3回地域福祉推進に係る庁内連絡会議（書面照会） （計画案の提示） パブリックコメントの実施 市町村、福祉関係団体への意見照会
	3月	第3回山形県社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 （最終案の提示） 計画（第4期）の策定

3 山形県社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する合議制の機関として、山形県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項は、審議会において調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務を行う委員)

第5条 審議会の委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

第8条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、子育て推進部及び健康福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(附則省略)

4 山形県社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県社会福祉審議会条例(平成12年3月21日県条例第17号。以下「条例」という。)第10条の規定により、山形県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 審議会に副委員長1人を置き、条例第5条の規定により委員長が指名した委員をもってこれに充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を行う。

(専門分科会)

第3条 審議会に、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第11条第2項の規定により、老人の福祉に関する事項を調査審議するため、老人福祉専門分科会を、地域福祉に関する事項を調査審議するため、地域福祉専門分科会を置く。

第4条 専門分科会長(民生委員審査専門分科会長を除く。)は、その専門分科会の審議の経過及び結果について審議会に報告するものとする。

第5条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の決議は、あらかじめ審議会の特別の申入れがある場合を除き審議会の決議とする。

(部会)

第6条 児童福祉専門分科会に、児童の養護その他児童の保護及び児童相談所における児童の処遇並びに知的障がい者に関することを調査審議するため児童処遇部会を置くとともに、児童虐待に関する重大事例の検証及び児童虐待の防止等のために必要な事項に関することを調査審議するため重大事例検証部会を置く。

2 児童処遇部会及び重大事例検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第29条及び第32条の事項については、児童処遇部会で調査審議する。

4 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第4条第5項の事項については、重大事例検証部会で調査審議する。

第7条 審査部会は、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の事務を行うほか、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師の指定及び身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第3項に規定する同医師の取り消し並びに障害者自立支援法第59条第1項に規定する医療機関の指定及び同法第68条第1項に規定する同医療機関の取り消しに関して調査審議を行う。

第8条 児童処遇部会、重大事例検証部会及び審査部会（以下「部会」という。）に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。

第9条 第6条第3項に関する児童処遇部会の決議及び審査部会の決議は、審議会の決議とする。

（会議）

第10条 条例第6条の規定は、専門分科会及び部会の会議について準用する。この場合において同条中「委員長」とあるのは、それぞれ「専門分科会長」又は「部会長」と読み替えるものとする。

第11条 民生委員審査専門分科会、第6条第3項に関する児童処遇部会の調査審議、重大事例検証部会及び審査部会は、非公開とする。

第12条 審議会及び専門分科会においては、議事録を作成するものとする。

（庶務）

第13条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（雑則）

第14条 この規定により定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

（附則省略）

○ 山形県社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿

2019(H31). 3月現在

委員区分	氏名	職名
県議会議員	佐藤 聡	山形県議会議員（厚生環境常任委員長）
社会福祉事業 従事者	青山 永策	山形県社会福祉協議会会長
	奈良崎 正明 【専門分科会長】	山形県民生委員児童委員協議会会長
学識経験者	石山 由美子	特定非営利活動法人山形の公益活動を応援する会・アミル事務局員
	伊藤 洋子	山形県臨床心理士会児童福祉専門部会幹事
	小関 久恵	東北公益文科大学講師
	渋井 和之	最上町健康福祉課課長
	高木 知里	山形県社会福祉士会会員

(敬称略)

5 地域福祉推進に係る庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 近年の地域社会をとりまく現状は、少子高齢化の急速な進展による人口減少の加速化や家族形態の多様化などに伴い、地域における人と人とのつながりや、ともに支え合い、助け合う機能が弱体化していることを踏まえ、「山形県地域福祉推進計画」を検討し、市町村の地域福祉推進を支援するとともに、社会福祉事業のための人材確保、福祉サービスの適切な利用の促進及び災害時要援護者の対策等、本県における地域福祉を総合的に推進するため、地域福祉推進に係る庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項について協議検討する。

- (1) 山形県地域福祉推進計画の検討及び推進に関すること。
- (2) 地域福祉に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉に関する施策の推進に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 連絡会議は、健康福祉部次長を委員長とし、委員長に事故等があるときは地域福祉推進課長がその事務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。

(招集)

第4条 連絡会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、健康福祉部地域福祉推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則省略)

(別 表)

所 属 部	職 名	(参考) 関連する主な所掌事務
企画振興部	市町村課長	地域コミュニティ、雪対策
	総合交通政策課長	生活交通、交通機関のバリアフリー
環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局	危機管理課長	災害時要援護者支援等
	くらし安心課長	県民生活の安全、交通安全推進、消費生活
子育て推進部	子育て支援課長	少子化対策、子育て
	子ども家庭課長	児童養護、母子福祉
	若者活躍・男女共同参画課	男女共同参画、若者対策
健康福祉部	健康福祉部次長	(委員長)
	地域福祉推進課長	地域福祉の主管
	長寿社会政策課長	老人福祉
	障がい福祉課長	障がい者福祉
商工労働部	商業・県産品振興課長	コミュニティビジネス支援
	雇用対策課長	高齢者・障がい者の就労支援
観光文化スポーツ部	県民文化スポーツ課長	NPO活動の支援、災害ボランティア育成
県土整備部	管理課長	ユニバーサルデザインに配慮した取組み
	建築住宅課長	高齢者・障がい者の住宅供給等
村山総合支庁	地域健康福祉課長	管内の地域福祉
最上総合支庁	地域保健福祉課長	〃
置賜総合支庁	地域保健福祉課長	〃
庄内総合支庁	地域保健福祉課長	〃
教育庁	文化財・生涯学習課長	生涯学習の推進、青少年ボランティア活動
	義務教育課長	小中学校での福祉の心の醸成
	高校教育課長	高等学校での福祉の心の醸成
	スポーツ保健課長	生涯スポーツ振興、子ども見守り
県警本部	広報相談課長	県民相談支援ネットワーク等
	生活安全企画課長	犯罪予防、地域安全対策

6 用語の説明

【ア行】

青色防犯パトロール

警察本部長から認定を受けた団体が、自動車に青色回転灯を装着して地域の自主防犯パトロールを行う活動。

イクボス

部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績と結果を出し、自らも仕事と私生活を楽しむことができる経営者や上司のこと。

イクメン

子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。または、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のこと。

いのちの教育総合推進事業

生命尊重を重点とした道徳教育・人権教育での実践・普及を総合的に推進する事業。

NPO法人

特定非営利活動法人。特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、特定非営利活動促進法が定める基準に適合し、所轄庁から認証を受けた法人。

【カ行】

介護支援専門員

要介護者又は要支援者からの相談に応じ、心身の状況等に応じた適切なサービスを利用できるよう市町村やサービス事業者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するとして、介護支援専門員証の交付を受けた者。

介護福祉士

専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う専門職。

がん診療連携拠点病院

地域におけるがん医療の連携を図りつつ、質の高いがん医療提供や院内外の医療従事者の研修、地域のがん患者等に対する情報提供や相談支援を実施する。都道府県に1つ指定される病院を「都道府県がん診療連携拠点病院」といい、二次医療圏に1つを目安に指定される病院を「地域がん診療連携拠点病院」という。また、地域がん診療連携拠点病院と同等の機能、体制等を有する病院を山形県が独自に指定した病院を「山形県がん診療連携指定病院」という。

がん地域連携クリティカルパス

がん診療連携拠点等と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表。

基幹的社協

県社協から日常生活自立支援事業の一部を委託されている市町村社協。

キャリアカウンセラー

個人の興味、能力、価値観、その他の特性をもとに、個人にとって望ましいキャリアの選択を支援するキャリア形成の専門家。

キャリア支援専門員

福祉人材センターにおいて、求職・求人ニーズの把握、的確なマッチング、就業後のフォローアップを行う専門的知識を有する者。

高齢者虐待防止ネットワーク

高齢者虐待の防止から個別支援にいたる各段階において関係機関・団体等と連携協力し、虐待のおそれのある高齢者や養護者・家族に対する多面的な支援を行う体制。

子どもベンチャーマインド育成事業

本県の児童が豊かな人生を切り拓き、これからの社会の創り手となることができるようにするため、長期実践プログラム支援事業、短期体験支援事業（起業家・社長等による講話等の実施、企業への訪問による社長体験等の実施）により、起業家精神の基盤となるマインドづくりを推進する事業。

子ども見守り隊

子どもの登下校時における安全確保のため、小学校区毎に結成された防犯ボランティア団体。

【サ行】

サービス付高齢者向け住宅

一定の生活水準（住戸面積、水周り設備）を満たし、状況把握（安否確認）サービス及び生活相談サービスを提供するものとして登録された、専ら高齢者に賃貸する住宅。

サービスラーニング

教育活動の一環として、一定の期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで知識として学んできたことを実際のサービス体験に活かし、また実際のサービス体験から自分の学問的取組や進路について新たな視野を得る教育プログラム。（2012（H24）年8月28日中央教育審議会答申から）

在宅医療・介護連携拠点

医療・介護の関係者など多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制を構築するため、在宅医療に必要な連携を担う拠点として設置されるもの。

在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するものとして、市町村が実施主体となり実施するもの。

児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

児童福祉司

児童相談所に配置され、①子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じ、②必要な調査、社会的診断を行い、③子ども、保護者、関係者等に対する必要な支援・指導、④子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）等を行う専門職。

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民のうち、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者。

人権教育指定校事業

人権教育に関する指導方法等と改善及び充実のため、各研究指定校において幅広い観点から人権意識を培うための実践的な研究を行い、研究の深化とその成果の普及を図る事業。

スクールガードリーダー（地域学校安全指導員）

担当地域内の学校などに巡回訪問を行い、各学校・地域における子ども見守り隊等の学校安全ボランティアの現状や課題を把握し、アドバイスや情報提供を行い、効果的・継続的な安全体制作りを推進する者。

生活困窮者

「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（生活困窮者自立支援法第3条第1項）

生活支援員

日常生活自立支援事業における、専門員（申請者の実態把握や当該事業の対象者であることの確認業務、支援計画作成、契約の締結業務、生活支援員の指導等を行う職員）の指示を受け具体的な援助を提供する者。

生活支援サービス

外出支援や家事支援などのサービス。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、これらサービスを充実することが求められている。

世界人権宣言

人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもの。1948年12月10日に第3回国連総会において採択された。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う専門的知識を有する者。

【夕行】

地域学校協働活動推進員

学校内外を通じた子どもの生活の充実と活性化を図る地域学校協働活動において、学校と学校支援ボランティア間の連絡調整などを行う者。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域支援事業

介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものとして、市町村が実施主体となり実施するもの。

地域に誇れる小規模校支援事業

県内にある小規模校が小規模であることのメリットを最大限に生かし、児童生徒への教育を充実させるため、小規模校の実情に即し、特色あるカリキュラムの編成や地域の交流促進と活性化などの地域住民に誇れる先進的な取組を行う場合に、当該市町村長に予算の範囲内で補助金を交付する事業。

地域未来塾

地域の人材を活用し、放課後や長期休業等を利用して、子ども達の学習支援を行う取組。

テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

道徳教育地域支援事業

道徳の時間における「生命尊重」や「他者とのかかわりに関すること」等を重点とした授業をさらに充実させていくため、「私たちの道徳」及び「山形県道徳読み物資料～いのちを見つめて～」等の創造的な実践化を図り、各研究指定校及び委託先による取組の成果を、県内全小中学校において普及・活用する事業。

【ナ行】

難病相談支援員

医療や保健に関する専門的知識・経験等を有し、難病の患者等の療養生活上、日常生活上の相談・支援及び情報提供等を行う専門職。

認定NPO法人

NPO法人のうち運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた法人。認定NPO法人への寄附には税制上の優遇措置がある。

農福連携推進員

農業関連の施設外就労（農作業の請負）に取り組む意向のある福祉施設と農業者等とのマッチング、或いは、農業経営を行う福祉施設に対する技術的助言等の支援など、農業と福祉の連携に係る支援・調整を行う専門職員。

ノンステップバス

床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバス。車内段差を僅少にした設計により、乗降時、走行時とも安全性の高い車両。また、補助スロープやニーリング装置（床面を更に下げる装置）により、車いすでの乗降もスムーズに行える。（国交省HPから）

【ハ行】

バリアフリー

日常生活や社会生活の中での様々な障壁（バリア）を取り除いていこうという考え方。

福祉サービス第三者評価事業

事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業。

ヘルプマーク

援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク（衣類やカバンなどに着けて使用する）。

放課後子ども教室

文部科学省が所管する事業で、すべての子どもを対象に、地域住民の協力を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が、成年後見人、保佐人又は補助人になること。

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された、無報酬の非常勤の国家公務員。

【マ行】

民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。

民間教育訓練機関

職業訓練サービスを提供する民間の教育機関。

【ヤ行】

山形いきいき子育て応援企業

「女性の活躍推進」や「仕事と家庭の両立支援」に取り組む企業のこと。認定基準に基づき、「宣言企業」「実践（ゴールド）企業」「優秀（ダイヤモンド）企業」に区分され、県が登録・認定している。

山形県介護職員サポートプログラム

少子高齢化と介護サービスの量的拡大により、介護職員の不足が想定されることを受け、介護職員が安心して介護業務に従事できる体制を構築するとともに、質の高い介護職員を安定的に確保していくために策定したプログラム。

やまがたサポートファイル

発達障がいなどで支援が必要な方の特性や必要な配慮、相談や支援、診察の履歴等の情報をファイリングし、入園、就学・進学、就労等で支援者が代わる機会に説明の負担を軽減し、円滑な支援につなげるための山形県独自の情報共有ツール。

ユニバーサルデザイン

様々な人の特性や違いなどを考慮し、はじめからすべての人の行動や利用を前提として計画し、実施・整備することにより、障壁を作らないという考え方。

【ワ行】

YYボランティア

YYは「Yamagata Young（やまがた・ヤング）」の頭文字であり、また、「ワイワイ」と賑やかな様子を表している。「山形方式」は市町村単位で設立されたサークルで、学校の枠を超えてメンバーが活動している。メンバーは当該市町村に在住もしくは市町村内の学校に通学している高校生や中学生。昭和52年に始まり、県内に広まった。

山形県地域福祉推進計画（第4期）

2019(平成31)年3月

編集・発行 山形県健康福祉部地域福祉推進課
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
電話 023-630-2269
<http://www.pref.yamagata.jp/>
